平成２４年（フ）第４９号
宮城県石巻市日和が丘３丁目３番47号
債務者　片岡　　寛
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
石川県七尾市青山町ろ部22番　青山彩光苑リハビリテーションセンター内、住民票上の住所石川県七尾市熊淵町メ部76番地
債務者　松井　　守
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２５９号
奈良市三条添川町４番９―201号
債務者　髙谷　佳弘
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９９号
佐賀県伊万里市松島町971番地
債務者　谷崎　俊介
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１００号
佐賀県武雄市東川登町大字袴野14466番地１
債務者　古川　留美
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０１号
佐賀県武雄市北方町大字大渡3964番地
債務者　古賀　祐志
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２３号
山形県寒河江市本楯３―131―10　チェリーピア21―Ｂ―１―101号室、住民票上の住所山形県最上郡戸沢村大字蔵岡113番地
債務者　長沢　昭一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第４１９号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目７番地の３
債務者　高岡　英明
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５０号
千葉県松戸市五香２丁目１番地の７　シャルマンコーポ松戸五香106号
債務者　軍司　　薫
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７１号
千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目10番13号　コスモプレイスＡ102
債務者　松本千惠子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５０４号
千葉県柏市増尾７丁目20番36号　増尾ハウス203号
債務者　草野　一介
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１１号
千葉県柏市逆井２丁目34番55号　逆井テラス101号
債務者　佐藤　幸男
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２７号
千葉県松戸市馬橋3106番地　コーポリリー101号
債務者　渡邊　　勇
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４３号
千葉県松戸市金ケ作301番地の55
債務者　藤井　智子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４７号
千葉県野田市中野台鹿島町２番地の13　シークヴィラ愛宕103
債務者　大内　義唯
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７０号
岐阜市萱場南１丁目４番９―103号　古田ビル
債務者　長屋香代子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
岐阜地方裁判所